

○宮崎大学教育学部教育実習運営委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
制 定

改正 令和 2 年 2 月 19 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学教育学部に、教育実習の円滑な運営を図るため、宮崎大学教育学部教育実習運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、教育実習に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育実習の企画・運営に関すること。
- (2) 教育実習校園の選定及び連絡調整に関すること。
- (3) 教育実習の評価に関すること。
- (4) その他教育実習の実施に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教務長及び副教務長
- (2) 教授会から選出された教授 1 人
- (3) 教授会から選出された教員 1 人
- (4) 教務委員会の教育実習担当委員 1 人
- (5) 各教育担当組織（学校教育、教育臨床心理（心理）、教育臨床心理（特別支援教育）、国語教育、社会科教育、数学教育、理科教育、音楽教育、美術教育、保健体育、技術教育、家政教育、英語教育）から選出された教員 各 1 人
- (6) 附属教育協働開発センター長及び専任教員 1 人
- (7) 附属学校園統括長
- (8) 附属学校園の校園長及び教頭、附属小・中学校の教務主任、附属学校園の教育実習係（小学校 3 人、中学校 2 人、幼稚園 1 人）

(委員の任期)

- 第 4 条 前条第 2 号、第 3 号及び第 5 号委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 2 前条第 5 号委員は 1 年毎に半数を改選する。
 - 3 第 1 項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条第 2 号委員をもって充て、副委員長は同条第 3 号委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くこと

ができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学部事務部教務・学生支援係において処理する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。